



9 南農農政第 149 号
平成 29 年 4 月 7 日

南丹市農業委員会
会長 野中 一二三 様

南丹市長 佐々木 稔納



南丹市農地等利用最適化推進施策の改善に関する意見の回答書

平成 29 年 3 月 27 日付け、9 南農委第 108 号で提出された標記の意見書につ
きまして、別添のとおり回答いたします。

■農地等利用最適化推進施策（雪害対策）の改善に関するご意見

南丹市の基幹産業は農業です。平成29年産米をもって米の直接支払交付金制度が廃止されるなど、水稻での維持が困難な状況から野菜の栽培へ移行する農家もある中、本年1月14日からの豪雪により、市内各地では農業用施設等に甚大な被害が発生いたしました。野菜や花き、果樹、育苗や畜産用のパイプハウスの倒壊による被害は、農業生産に大きな打撃となり、経営はもちろん生産意欲の低下につながるなど、離農や被害農地の遊休化が危惧されるところです。

豪雪被害に対する緊急対策としては、京都府における「農業生産施設緊急復旧対策事業」の50%補助に加え、南丹市独自の支援施策として10%の補助また、育苗ハウスについても、南丹市独自の支援施策を講じられることに敬意を表します。

しかし、近隣の京丹波町においては、京都府の補助対象となったパイプハウスの復旧及び撤去に対し40%を町独自で支援されるところであります。再建するにあたっての自己負担は被災農家にとって、切実な問題であり、今後の農業経営に大きな影響をあたえるものと思われまます。高齢者や女性でも栽培可能なハウス栽培は、地域の農村を守り雇用の拡大にもつながるものと考えられます。大規模農家はもちろん、生きがいの一つとして営んできた小規模農家でも、これまでと同様にパイプハウスでの栽培を営み、経営再建と安定、再生産の確保に至るようきめ細やかな対策によりこれからの農業を支えていただくことを強く期待するところです。

つきましては、復旧に対する市の補助率10%に加え、被災農家がこれからも意欲をもって野菜等の栽培にまい進できるよう京丹波町と同様に40%の補助率となる更なる支援策を講じていただきたく、農業委員会法第38条第1項の規定により意見を提出いたします。

《回答》

平成29年1月14日からの豪雪による被害につきましては、南丹市内におけるパイプハウスの倒壊数が300棟を越え、府内で最も被害が大きい状況となっており、ご意見のとおり生産意欲の低下や離農など、被災農家に及ぼす影響の大きさを危惧しているところです。

この度の雪害は、国の激甚災害指定がされなかったことから、市としましては、被災農業者の円滑な営農再開と経営安定への支援として、京都府による補助金への上乗せと併せ市独自の支援策を講じることについて、直近の平成22年末から23年年始にかけての雪害において復旧支援を行った事業を基本として、一部には拡充も図り支援制度を定めたところです。

パイプハウス復旧費用に対し府補助50%に市単費10%の上乗せ、また復旧に伴う撤去費用には対象事業費に府基準と同様の上限（野菜・花き等350円/m²、果樹30円/m²）を置くものの、府補助50%に市単費50%の上乗せを行います。

さらに、府の対象とならない事業では、水稻育苗ハウスへの支援として、市単費で復旧に 60%、撤去に 100%（事業費上限：350 円/m²）とし、同じく復旧せず撤去のみを行う場合は府の補助対象外ではありますが、露地での営農継続を条件として撤去費用に市単費 100%（事業費上限：350 円/m²）で支援を行います。

これら補助金につきましては 3 月補正予算として議会のご承認をいただいたところでございます。

ご意見のとおり近隣では、京丹波町で復旧されるハウスへの支援として 40%と高率の上乗せをされることを承知しておりますが、撤去全般や育苗ハウスへの復旧支援としては他市町に比して本市が上回る支援となっているものと考えております。

また、復旧支援が 90%にまで及んだ場合、農家の自己負担額の軽減は図られるものの、農業共済への加入農家と未加入農家との違いが圧縮されて共済による補償額の効果が薄まり、共済事業の適正な運営や加入の拡充に影響が及ぶことを懸念しているところです。

これらにより、被災ハウス復旧への更なる上乗せ支援につきましては、実施ができないと判断いたしておりますが、今後、被災を免れたパイプハウスに対し雪害への耐久性を補強するため、耐積雪支柱及び陸梁の装備を推進する事が必要と考えており、この度のご意見を勘案する中で、本市において新たな支援の実施に向け予算化を含めて検討してまいりたいと存じます。なお、本件は京都府全体での推進も不可欠と考えており、市独自制度の検討と並行し、府における支援の制度化についても要請しているところです。

併せて、平成 29 年度の当初予算においては、新規や拡充によるパイプハウス導入に対する支援を充実することとし、京都府の支援事業には 25%の上乗せ、また府の支援対象とならない場合において、認定新規就農者によるパイプハウスの新設や拡充に対しては市単独で 75%の支援、更にビニールのみ張替えを行う農業者（個人・団体を問わず）にはビニール資材費の 50%までの支援制度を新設しご承認を頂いたところであります。

これら被災ハウス以外に対する新規制度を含め、規模の大小を問わず園芸作物の生

産に取り組まれる販売農家を総合的に支援し、京野菜の優良産地として培われてきた技術を継承して次世代につなぎ、園芸作物の生産・販売の下降傾向に歯止めをかけるべく、推進してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。